

## 宿泊約款

### (適用範囲)

第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当施設が、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### (宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日および到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

### (宿泊契約締結の拒否)

第4条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第6条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- (3) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- (4) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (6) 寝室での寝たばこ、消防設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊客は、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
- (3) 出発日および出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客が当施設を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

第10条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、宿泊契約の申し込み時にクレジットカードによりお支払いいただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第11条 当施設は、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第12条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、できる限り近似の料金による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

第13条 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の支持がない場合または所有者が判明しないときは、すみやかに最寄りの警察署に届けます。

(駐車場の責任)

第14条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(宿泊客の責任)

第15条 宿泊客の故意または過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項および第10条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料
	追加料金	② 追加飲食（①に含まれるものを除く）
	税金	イ 消費税

備考 1 子供料金の設定はありません。

別表第2 違約金（第5条第2項関係）

契約解除の 通知を 受けた日	不泊	当日	前日	2～7日前	8～14日前
	100%	100%	80%	50%	30%

（注）1 上記%は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2023年11月10日 制定

## 利用規則

施設の公共性と安全性を維持するため、当施設をご利用のお客さまは下記の規則をお守りいただくことになっております。

この規則をお守りいただけない場合は宿泊約款第6条によりご宿泊の継続をお断りいたします。

また、お客さまのご協力が得られなかった結果生じた事故につきましては、当施設では責任を負いかねますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

1. 安全と保安上、次に定める事項をお守りください。
  - (1) 避難経路図のご確認をお願いいたします。
  - (2) 外出時の施設施錠および在室時、就寝時の施錠確認（窓、玄関口、バス乗降口、門扉）をお願いいたします。
  - (3) 不審者の来訪に際して、開扉なさないでください。
  - (4) 浴室および洗面所、キッチン、外水栓等水回りのご使用後は必ず給湯水を止めてください。
2. 当施設内での次に定める行為は固く禁止しております。
  - (1) 喫煙行為
  - (2) 暖房用、炊事用の火器（カセットコンロ等）の使用
  - (3) 消防用設備などへのいたずら、迷惑行為
  - (4) 当施設内の設備および所物件の移動、加工、持ち出し、および本来の用途以外の目的での使用
  - (5) 花火、焚火等による火気を発生させる行為
  - (6) 次に定める物品の持ち込み
    - ①動物、鳥類等（補助犬等を除く）
    - ②覚せい剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
    - ③発火または引火しやすい火薬や揮発油および身体に害を及ぼす危険性のある薬品
    - ④許可証のない銃砲、刀剣類およびこれらの類似品
    - ⑤著しく多量もしくは重量のある物品
    - ⑥悪臭を発するもの
    - ⑦ごみおよび客室の衛生を妨げる物品
    - ⑧その他当施設が持ち込みを禁止することとした物品
  - (7) 高声、放歌、喧騒な行為、賭博、風紀、治安を乱すような近隣住民に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為。特に午後8時以降の当施設での大声の会話は厳禁といたします。
  - (8) ナイトウェア、スリッパなどで当施設外に出る行為
  - (9) アメニティー以外の当施設内備品を持ち帰る行為
  - (10) 当施設内でお香、アロマなどを焚く行為

- (11) 当施設内の浴槽における入浴剤の使用
- (12) 泥酔状態での入浴および浴室内での染毛・漂白剤等の使用
- (13) 公序良俗に反する行為
- (14) 営利を目的とした活動
- (15) 宿泊目的以外での使用
- (16) 外来者の立ち入り
- (17) 当施設内でチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為
- (18) 当施設内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で使用する行為
- (19) その他、当施設での安全および衛生の妨げとなる行為
- (20) 宿泊予定者以外の方の室内への立ち入り行為および無断宿泊行為

3. 貴重品のお取り扱いについて

滞在中の滅失、毀損等によって生じた損害について当方は一切の責任を負いかねます。

4. 当施設内の諸設備・備品の汚損、破損、紛失について

当施設内の諸設備・備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し受けます。

2023年11月10日 制定